

栄典事務の適切な遂行 ロジックモデル

事業の目的：日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与される栄典に関する事務の適切な遂行。

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<p>○予算額 【29年度】2,693 【28年度】2,716 (単位:百万円)</p>	<p>○栄典に関する事務 勲章等の授与及びはく奪の審査並びに伝達等を行う。勲章は、春と秋に授与される春秋叙勲、危険業務従事者叙勲のほか、毎月年齢88歳に達した機会に勲章を授与する高齢者叙勲、勲章の授与の対象となるべき者が死亡した場合に随時勲章を授与する死亡叙勲、春秋叙勲と同時期又は、功労のある者が来日又は離日する等の機会をとらえて勲章を授与する外国人叙勲、文化の日に我が国の文化の発達に関して顕著な功績のあった者に対して授与される文化勲章に分けることができる。褒章は、春と秋に授与される紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章、藍綬褒章と表彰されるべき事績の生じた都度授与される紺綬褒章がある。(春は4月29日付けで、秋は11月3日付けで授与)</p>	<p>○発令数(受章者数) 毎回規定どおり実施できている。 【春秋叙勲】毎回おおむね4,000名 【危険業務従事者叙勲】毎回おおむね3,600名 【春秋褒章】毎回おおむね800名 等</p> <p>○事務の適切な遂行に係る取組 ・各府省栄典担当者会議や都道府県向けのブロック会議等を通じて、各府省や自治体との連携を強化し、多くの分野からの候補者推薦や選定につなげる。 ・HP等により栄典制度を国民にご理解いただき、一般推薦制度の促進につなげる。</p>	<p>○取組の目標 公的部門・民間部門を問わず、社会の様々な分野から国家・公共に対する功労のある者を積極的に選考し、顕彰する。</p> <p>(参考指標となりうるもの) ①有識者による評価 有識者会議において栄典の受章者数、中期重点方針の実施状況等を報告し、制度の公正な運用について有識者による評価を受けるとともに、栄典制度について広く国民の意見を聴く。 (最近の開催) 平成30年6月11日／平成29年6月19日 ②一般推薦制度に係るホームページへのアクセス数等</p>	<p>栄典の授与に当たって、広く国民の意見を反映させることによって、もって栄典制度が公正に運用される。なお、平成29年から5年程度の期間において、栄典を授与すべき分野や功績を適切に見直し、近年の社会経済の変化に対応した制度運用を行うこととしている。</p>
<p>春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年5月20日閣議報告) 危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解) 褒章受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解)等</p>	<p>春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年5月20日閣議報告) 危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解) 褒章受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解)等</p>	<p>春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年5月20日閣議報告) 危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解) 褒章受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解)等</p>	<p>「栄典に関する有識者」について(平成4年1月7日内閣総理大臣決定)</p> <p>一般推薦制度に係るホームページへのアクセス数 ・27年度21,764件 ・28年度66,562件 ・29年度41,921件</p>	<p>栄典授与の中期重点方針(平成28年9月16日閣議了解)</p>

【1】課題把握・目標設定

栄典については、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、勲章及び褒章がある。それらの受章者数については、「春秋叙勲候補者推薦要綱」（平成15年5月20日閣議報告）等で下記のとおり定めている。

【春秋叙勲】春秋ごとにおおむね4,000名

【危険業務従事者叙勲】毎回ごとにおおむね3,600名

【春秋褒章】春秋ごとにおおむね800名

授与にあたっては、公的部門・民間部門を問わず、幅広く功労のある者を選考することを基本としているが、社会経済の変化に対応した適時適切な見直しが必要であり、平成29年春から5年程度の栄典授与の重点方針として「栄典授与の中期重点方針」（平成28年9月16日閣議了解）を定めた。

（1）基本方針

- 栄典の授与は、公的部門・民間部門を問わず、国家・公共に対する功労のある者を積極的に選考し顕彰していく。
- 少子高齢化、地方からの人口流出、グローバル化等、社会経済の変化に対応し、栄典を授与すべき分野や功績を適切に見直す。

（2）栄典授与分野の見直し

- 自治会、外国人、商工会議所・商工会、中堅・中小企業、保育士、公益法人等の民間功労者を重視
- 自治会、保育士、外国人について授与数の目標を設定
（毎回の春秋叙勲で自治会：50名 保育士：50名 外国人：150名）

（3）栄典事務の見直し

- 候補者の選考・推薦方法の見直し
（大臣表彰との連携、女性候補者の別枠推薦制等）
- 功績評価の見直し
（地域での活躍を総合的に評価する「地域総合功労」の創設、在留外国人の叙勲年齢引下げ(65歳以上→50歳以上)等）

これらを踏まえ、適切に事務を遂行し、公的部門・民間部門を問わず、国家・公共に対する功労のある者を積極的に選考し顕彰していく

【2】政策手段の比較・検討

幅広く功労のある者を積極的に選考し顕彰していくための取組として、各府省栄典担当者会議や都道府県向けのブロック会議等による各府省や自治体

との連携強化、ホームページ等により栄典制度を国民にご理解いただく広報等が考えられる。

【3】手段と目標の因果関係の検討

各府省栄典担当者会議は、各府省との連携を強化するとともに、多くの分野からの候補者推薦を可能にする。都道府県向けブロック会議は、自治体の現状や要望を聞くとともに、事務手続きの方法や強化したい分野について認識を共有し、候補者の選定につなげる。ホームページ等により栄典制度を国民にご理解いただくことが、一般推薦制度の活用等の促進につながる。

【4】効果の測定

春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、春秋褒章の受章者については、毎回おおむね規定どおり実施できている。

中期重点方針の達成状況については、栄典授与の状況を毎年点検し、その結果を公表している。また、「栄典に関する有識者」について（平成4年1月7日内閣総理大臣決定）に基づく有識者会合を開催し、栄典制度について広く国民の意見を聴いている。直近で開催された有識者会合においては、中期重点方針に沿った取組について順次その成果が出ていること等が評価されている。

一般推薦制度に係るホームページへのアクセス数は平成27年度21,764件、28年度66,562件、29年度41,921件となっている。

部局名：賞勳局
EBPM 対象事業名：栄典事務の適切な遂行

※参考：栄典に関する有識者会合（平成 30 年 6 月 11 日）資料抜粋

II 中期重点方針の実施状況（まとめ）

1 栄典授与分野の見直し

	H28春	H28秋	H29春	H29秋	H30春	目標数
民間部門の受章者比率	44.7% <官:46.2%> <公選:10.1%>	44.0% <官:45.6%> <公選:10.4%>	45.1% <官:44.5%> <公選:10.4%>	46.4% <官:43.6%> <公選:10.6%>	45.9% <官:45.2%> <公選:8.9%>	—
自治会	22	24	38	41	41	50
商工会議所・商工会	30	32	24	48	50	—
中堅・中小企業	20	19	47	62	65	—
公益法人	18	21	29	30	42	—
保育士	23	36	35	33	34	50
介護職員	17	15	15	13	10	—
各省横断的取組分野等	1	5	5	7	10	—

女性	381 [9.5%]	389 [9.6%]	398 [9.8%]	381 [9.3%]	399 [9.6%]	—
女性別枠推薦	—	5	14	15	35	—

外国人	90	96	105	149	140	150
日系人	9	12	16	21	23	—
日本で活躍する外国人	2	2	3	3	4	—

2 栄典事務の見直し

大臣表彰との連携	各府省において具体的な対応を検討中
「地域総合功労」の創設・充実	○各規程を改正済、H30春：1名(H29春：1名) ○都道府県知事直接推薦の取組の検討
在留外国人の叙勲年齢引下げ	各規程を改正済（H28.9.16）
周知・広報	○栄典制度：政府広報ワイド(H29.4.27～)、 政府インターネット(H28.12.1～、H29.6.1～)、 公益法人向け説明会(H28.11.18、H29.5.24) ○一般推薦：ホームページ(H29.11.6～)、政府広報 ラジオ(H30.5.12～13)、新聞突出L(H29.11.13 ～19)、Yahoo!バナー広告(H29.11.13～19、 H30.5.7～13)等 ○経費費章の認定団体：H28年5月以降、71団体を 追加認定し、現在161団体